

<b>交渉情報</b>	<b>NO.66</b>	信越支社郵便事業本部 総務部
JP労組 信越地方本部	2012年12月28日	添付資料:77枚

## 郵便関係手当の基準物数の変更について

信越支社郵便事業本部総務部は、本日（12月28日）「郵便関係手当の基準物数の変更」について地方本部に説明してきました。

標記趣旨は、冬期増区の実施に伴い、郵便関係手当の基準物数の見直しが必要な支店について、基準物数を変更するものです。

対象支店・センター名及び対象期間については、支社資料1を参照してください。

変更基準物数の算出は、平常区に対して委託分を引いたものとなります。（例・平常時1区当たりの基準物数が1000通で、3割が冬期増区とすれば700通に変更されます。）

なお、「基準物数」とは超過勤務をしない（450分）で支給対象となる物数、「1分当たり基準配達物数」とは超過勤務をしても支給対象となる物数を示しています。

（例・1区当たりの基準物数を1000通とすれば、1分当たりの基準配達物数は2.22。超過勤務を1時間した場合は $2.22 \times 510 \text{分} = 1132 \text{通}$ となります。）

また、支給対象社員、支給要件及び支給金額については、支社資料2を参照願います。

【労使対応】      情報提供